



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

*3 和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

270 生活保護法による介護機関の指定 (福祉保健総務課)..... 1

271 平成29年度海外における商標監視調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (食品流通課)..... 2

272 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課)..... 3

273 " (")..... 4

274 " (")..... 4

275 " (")..... 5

276 農用地利用配分計画の認可 (")..... 5

277 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 5

278 " (")..... 5

279 " (")..... 6

280 " (")..... 6

○ 公告

入札公告 (食品流通課)..... 7

○ 監査公表

監査公表第3号 9

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第3号

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年2月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則（昭和35年和歌山県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第15条中「又は保証人は」を「は、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に高等学校に入学した者に係る保証人については、なお従前の例による。

告 示

和歌山県告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人共栄会名手病院	紀の川市名手市場294-1	通所リハビリテーションみんなのリハ	紀の川市名手市場294-1	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成28.6.1
有限会社グループホーム開門荘	新宮市熊野川町日足752	グループホーム開門荘	新宮市熊野川町日足752	認知症対応型共同生活介護	平成28.8.1
社会福祉法人博寿会	橋本市高野口町大野1844-133	特別養護老人ホームさくら苑	橋本市高野口町大野1844-133	短期入所生活介護	平成28.11.25

和歌山県告示第271号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成29年度海外における商標監視調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成29年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成29年度海外における商標監視調査業務

(2) 契約期間

平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成29年2月28日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されている者でないこと。

(3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成21年制定）に基づく入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 入札公告の日から過去2年間に於いて、国等又は都道府県、政令指定都市、和歌山県内市町村との間に海外における商標監視調査業務と同種の契約実績を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

- イ 業務概要調書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 個人にあっては、当該個人の住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- オ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- カ 使用印鑑届
- キ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
- （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- （イ）和歌山県が課する県税全税目
- （ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）
- ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- コ 2（7）に掲げる契約実績を証する書類の写し及び業務内容の分かる仕様書等の資料
- (2) (1) ア、イ、カ及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成29年2月28日（火）から同年3月9日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年2月28日（火）午前10時から同年3月9日（木）午後5時までの間に和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課（以下「食品流通課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 平成29年2月28日（火）から同年3月9日（木）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間、5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
- 食品流通課
- 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 和歌山県庁東別館5階
- 郵便番号 640-8585
- 電話番号 073-441-2813（直通）
- ファクシミリ番号 073-432-4161
- 6 資格審査の結果の通知
- 資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成29年3月13日（月）までに郵送により送付する。
- 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成29年3月28日（火）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、平成29年3月31日（金）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年2月15日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び有田振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年3月13日まで縦覧に供する。

平成29年2月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第131号	有田郡広川町唐尾字須河5-1外1筆

和歌山県告示第273号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年2月16日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年3月13日まで縦覧に供する。

平成29年2月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第132号-1	伊都郡かつらぎ町西渋田字畑ノ段548-2
平成28年度第132号-2	伊都郡かつらぎ町丁ノ町字西宝形2585-5
平成28年度第135号	伊都郡九度山町河根字峠谷379-2

和歌山県告示第274号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年2月16日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年3月13日まで縦覧に供する。

平成29年2月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第133号-1	海南市下津町小原字美野山1398-1外1筆
平成28年度第133号-2	海南市下津町小原字楠坂504
平成28年度第133号-3	海南市下津町小原字冷畑291
平成28年度第133号-4	海南市下津町小畑字宮筋995外9筆
平成28年度第133号-5	海南市下津町小畑字南山1413外2筆

和歌山県告示第275号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年2月16日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年3月13日まで縦覧に供する。

平成29年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第134号	西牟婁郡上富田町岡字宮代435-1

和歌山県告示第276号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成29年2月17日に認可した。

平成29年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第116号-1	海南市下津町橋本字上中津尾524-1外3筆
平成28年度第116号-2	海南市下津町引尾字鯛ノ峯1473-1外3筆

和歌山県告示第277号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第278号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33

条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年2月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第279号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年2月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第280号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年2月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

入 札 公 告

平成29年度海外における商標監視調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成29年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

平成29年度海外における商標監視調査業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 業務期間

平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成29年和歌山県告示第271号に規定する平成29年度海外における商標監視調査業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館5階

和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課（以下「食品流通課」という。）

(2) 期間

平成29年2月28日（火）から同年3月9日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3 (1) に同じ。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、平成29年3月2日（木）午後5時までの間に食品流通課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階 食品流通課分室

イ 入札日時

平成29年3月17日 (金) 午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成29年3月16日 (木) 午後5時までに食品流通課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則 (昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。) 第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、食品流通課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない食品流通課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、郵送による入札を行った者で、5(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

食品流通課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2813(直通)

ファクシミリ番号 073-432-4161

(3) この一般競争入札は、平成29年2月和歌山県議会定例会において、平成29年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第3号

平成28年10月18日付け監査報告第11号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年2月28日

和歌山県監査委員 江 川 和 明

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 濱 口 太 史

和歌山県監査委員 鈴 木 太 雄

1 那賀振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成28年10月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成27年度末で約397万円となっており、前年度末に比し約2万円減少している。 今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を継続されたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で約451万円となっており、前年度末に比し約40万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、紀の川市及び岩出市で現在も受給中の者に対しては、両市の協力を得て、月々分割による納付を指導している。 また、保護廃止になっている者や転出者等に対しては、文書通知、電話連絡及び訪問を繰り返すことにより納付指導を行っている。 その結果、平成28年11月末までに約29万5千円の納付があった。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、貸付時に償還能力等の調査を徹底するとともに、借主、連帯保証人及び連帯借主同席の上、貸付の趣旨や連帯債務の必要性を十分説明し、理解を得て実行することで新規に発生する未償還金を極力</p>

保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成27年度末で約58万円となっており、前年度末に比し約1万円減少している。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を継続されたい。

(4) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成27年度末で約28万円となっており、前年度末に比し約1万円減少している。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。

(5) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(6) 外出承認簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- ア 移動方法の記入漏れがあった。
- イ 復命方法欄のチェック漏れがあった。

(7) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(8) 鳥獣保護員の報酬について、勤務した翌月中に支給されていなかったもので、適正に処理されたい。

(9) 消耗品費に係る資金前渡の支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったもので、適正に処理されたい。

防止するよう取り組んでいる。

また、未納者の現状把握と償還意識の向上を図るため、電話連絡や文書通知に加え、訪問等を頻繁に重ねながら粘り強い償還指導を実施し、未収金の縮減に努めている。

その結果、平成28年11月末までに約28万3千円の納付があった。

(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、相続人との連絡及び訪問等を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮の上、分割納付等の方法によりきめ細やかな納付指導を行っている。

引き続き、家庭訪問等によるきめ細やかな納付指導を行う。

(4) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、本人との連絡訪問を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮した上で、分割納付等の方法によりきめ細やかな納付指導を行っている。

その結果、平成28年11月末までに1万円の納付があった。

(5) 旅行命令簿及び外出承認簿の取扱いについて、所属職員に対し周知徹底を図った。

また、自家用車を使用し半径2kmを超える場合の旅行については、外出承認ではなく、旅行命令が必要になることを周知徹底した。

(6) 外出承認簿の記載方法については、研修を通じ職員に周知徹底した。

移動方法、復命方法欄については、記載後も確認し、記載漏れを無くすよう周知徹底した。

(7) 超過勤務等命令簿を作成する際には、公用車の運転に係る超過勤務は、「公用車運転業務のため」として、旅行目的地での用務に係る超過勤務とは別の行に記載するよう周知徹底した。

(8) 鳥獣保護員からの報告書の提出が遅くなり、支払が翌々月になっていた。

今後は、報告書の速やかな提出を求め、翌月中に支給するようにしていく。

(9) 食品のモニタリング検査等で購入する消耗品費に係る資金前渡の支出負担行為を、出納機関の合議不要との誤った解釈をしていた。

今後は、事前に出納機関に合議を行うよう周知徹底した。

2 那賀振興局農林水産振興部

監査実施年月日 平成28年10月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令簿の「移動方法」の記載を誤り、旅費の過渡しが生じていた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令簿の作成方法について、所属職員に対し周知徹底を図った。 また、命令権者においても旅行命令簿の確認を厳格に行うよう徹底した。</p> <p>(2) 旅行命令簿及び外出承認簿の取扱いについて、所属職員に対し周知徹底を図った。 また、公用車を使用し100kmを超える場合の旅行については、旅行命令となることにつき、命令権者に周知徹底した。</p>

3 那賀振興局建設部

監査実施年月日 平成28年10月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 公用車車検に伴う手数料に係る資金前渡について、前渡額の不足分を車検業務受注業者に立替払させ、その後、立替額を車検業務受注者からの請求に基づき支払っていたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 支給対象とならない業務に対して特殊勤務手当(用地交渉手当)が支給されていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 歳入歳出外現金の払渡しが遅延していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 業者からの聞き取りに加えて根拠となる資料等により事前に手数料の額を確実に把握し、金額に不足のないよう、適正に処理する。</p> <p>(2) 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成12年和歌山県条例第65号)等の関係規定を遵守の上、適正に処理する。 なお、誤って支給した用地交渉手当については返納済みである。</p> <p>(3) 歳入歳出外現金の情報を一覧表にして支払期日等の管理を徹底するとともに、納期限を把握できる関係書類(支出票の写し)を払渡担当部署に速やかに提出するなど、適正に支出事務を執行する。 なお、払渡遅延分については納付済みである。</p>

4 紀北県税事務所

監査実施年月日 平成28年10月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は96.9%と前年度に比し0.4ポイント上昇しており、平成27年度末の収入未済額も約2億4,477万円と、約3,781万円減少している。</p> <p>しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の88%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。</p> <p>また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>県税収入については、年間計画表の策定及び徴収目標の設定により計画的かつ組織的に取り組んでいる。</p> <p>滞納整理に関しては、預貯金、生命保険等の債権、電話加入権及び自動車等の財産に対する差押のほか、タイヤロック、搜索などの手法を活用した滞納処分も執行しており、特に、翌年度からの自主納付に効果のある給与の差押を強化している。</p> <p>さらに、差押財産の公売や滞納処分の執行停止などにも取り組んでいる。</p> <p>個人県民税については、県税収入未済額の87.9%を占めているため、最重要課題と認識している。</p> <p>そのため、個人県民税に関する徴収対策として、管内市町の税務担当課長会議や各市町の担当職員を対象とした研修会を開催するなど、市町との連携強化や職員の資質向上に取り組む一方、県税事務所職員の各市町への併任派遣、地方税法第48条の規定に基づく県による直接徴収、並びに県催告文書による納税勧奨や各市町職員と事業所に同行訪問することによる特別徴収推進などに取り組んでいる。</p> <p>また、延滞金の収入未済についても、滞納整理を進め、収入未済額の縮減に向け、より一層努力し、収入確保に努めていく。</p>

5 和歌山県立仙溪学園

監査実施年月日 平成28年10月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>予備監査終了後は、計算誤りのないよう、2名でチェックしている。</p>

6 和歌山県立高等看護学院

監査実施年月日 平成28年10月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) タクシー乗車券交付簿（管理簿）において、所属長の承認を受けずタクシー乗車券が受領されていたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 天井張替修繕において、2者以上から見積書を徴していなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 旅行命令簿の復命欄において、命令権者確認印の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 旅費計算書において、計算誤りにより旅費額が不足していた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 改めて所属長に受領の確認を受け、交付簿に確認印の押印を得た。 また、タクシー乗車券の管理について、所属長の承認を受けて受領するなど、適正に行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等の関係規程に基づく必要な見積書の徴取を関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 復命について、改めて命令権者の確認と押印を受けた。 また、復命欄の押印について、命令権者等関係職員による確認を周知徹底した。</p> <p>(4) 旅費額の不足分については、当該職員に対して追給した。 また、旅費計算の根拠となる旅行命令簿の記載内容の確認を関係職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県立貴志川高等学校

監査実施年月日 平成28年10月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 音響照明操作管理業務において、請書を徴していなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 旅行依頼簿において、自家用車使用の依頼を行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 書類の確認を慎重に行い、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>(2) 支出処理を適正にすべく、事務処理を見直し、今後このようなことがないよう、適正な会計処理を行っていく。</p> <p>(3) 未支給分については、過年度支出として追給を行った。 今後は、旅費の参考資料を配布し周知徹底するとともに複数の職員がチェックし、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>(4) 事務処理を見直し、今後このようなことがないよう、適正な事務処理を行っていく。</p>

8 和歌山県立那賀高等学校

監査実施年月日 平成28年10月5日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 要件に該当しない業務に、誤って教員特殊業務手当を支給していた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 平成27年度に実施した消防用設備等の保守点検の結果、「不良」と判定された設備について、設備ごとの修繕要否など対応方針を検討していなかったため、当該設備の維持管理に適切に取り組まれたい。</p> <p>(3) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 誤支給分については、速やかに戻入処理を行った。 今後は、支給要件等を周知徹底し、複数の職員がチェックし適正な事務処理を行っていく。</p> <p>(2) 「不良」と判定された設備については、速やかに修繕に着手した。 今後は、消防点検等の結果を重視し、安心・安全な施設管理を行っていく。</p> <p>(3) 未支給分については、過年度支出として追給を行った。 今後は、旅費の参考資料を配布し周知徹底するとともに、複数の職員がチェックし適正な事務処理を行っていく。</p>